

随意契約等見直し計画

平成 22 年 6 月
独立行政法人土木研究所

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(94.8%) 549	(96.0%) 3,631,117	(95.9%) 555	(97.6%) 3,689,687
競争入札	(92.4%) 535	(93.7%) 3,544,208	(93.4%) 541	(95.3%) 3,602,779
企画競争、公募等	(2.4%) 14	(2.3%) 86,909	(2.4%) 14	(2.3%) 86,909
競争性のない随意契約	(5.2%) 30	(4.0%) 149,439	(4.1%) 24	(2.4%) 90,868
合 計	(100%) 579	(100%) 3,780,556	(100%) 579	(100%) 3,780,556

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成 20 年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、今回の点検・見直し結果を踏まえた改善策に基づき契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	549	3,631,117
うち一者応札・一者応募	(46.1%) 253	(50.7%) 1,839,590

(注) 上段 () は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(54.2%) 137	(55.3%) 1,017,053
仕様書の変更	46	337,937
参加条件の変更	111	868,602
公告期間の見直し	1	1,183
その他	3	12,810
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(0%) 0	(0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(45.8%) 116	(44.7%) 822,537

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施する。

(2) 随意契約等の見直し

現行の随意契約について、今後も一般競争契約への移行を十分検討の上、真にやむを得ないかのチェックを厳重に実施していく。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 入札手続きの効率化

ア 一般競争入札を引き続き推進し、年間発注見込みの事前公表を行うなど、入札公告に関する情報提供の充実を図り、応札者の増加に努める。

イ 電子入札の導入について引き続き検討を行う。

② 仕様書の内容の見直し

ア 特定の業者や製品を指定するなどの限定的な仕様内容とならないよう、より一般的な内容に改善し、複数の業者が参加できるように見直しを行う。

イ 入札価格を積算する上で支障とならないよう、業務内容をより具体的で詳細（数量等の明示）な記述になるよう改善する。

③ 入札参加要件の緩和

ア 実績件数が少ないと思われる業務の履行を入札参加要件として求める場合には、その対象期間を可能な限り拡大する。

イ 業務実績としての発注機関の制限（公的機関の受注実績等）については、原則として撤廃する。

ウ 業務実績内容が限定的になっている案件については、幅広い内容となるよう改善し、業務実績として認める範囲を可能な限り拡大する。

エ 特定地域の実績を求める地域要件については、可能な限り緩和する。

オ 納入業者、請負業者の所在地に関する地域要件については、原則として撤廃する。

カ 物品・役務の契約において、一般的なもので競争性が十分認められる案件については、適切な等級区分による発注を行うが、競争性が認め難い案件については、特殊性や地域性等を考え、等級区分を付さずに発注することとする。

キ 工事の契約において、入札参加業者が少ないと思われる案件については、適用等級の拡大を図る。

ク 配置予定管理技術者等の資格、業務経験の要件についても、可能な限り緩和する。

(4) その他

①業務等準備期間の確保

ア 入札参加者が入札価格の積算に余裕を持って準備できるように、積算期間の拡大に向けた検討を行う。

イ 落札後、業務開始するまでの準備期間が必要と思われる案件については、十分な期間を確保できるよう留意する。

(注) 個別の契約の状況については、各様式に記載